

令和7年度 幡山東小学校 学校いじめ防止基本方針

0 瀬戸市の取り組みについて

わたしもあなたも だれもが大切な存在
～ 認め合い 支え合う 学びの場を、めざして ～

瀬戸市立のすべての子どもたちのいのち・心・体を大切にし、生き抜く力が育まれる学びの場をめざす。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

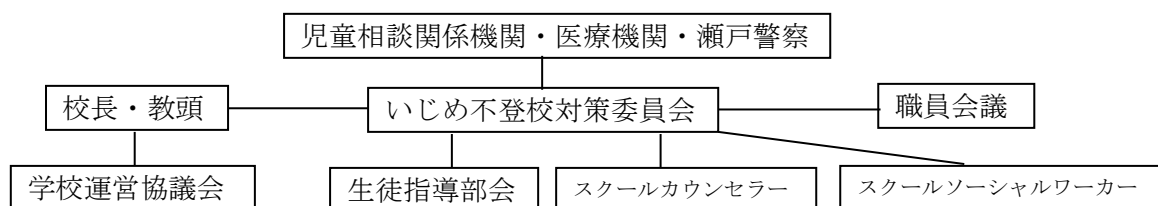
いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童が、いじめの加害者、被害者になりうり、いじめは全ての学年、学級で起こりうる。また、いじめは、教職員が気づかぬうちに始まり、広がりを見せることがある。こうした事実を踏まえ、教職員が日頃からアンテナを高く保ち、些細な兆候を見逃さないようにつとめるとともに、いじめではないかと疑いをもった時点からすみやかに学校全体で組織的に対応していく。

児童一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策組織として「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

いじめ・不登校対策委員会・・・校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事
保健主事、養護教諭（必要に応じてSC・SSWer）



(1) 「いじめ・不登校防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ 全職員でいじめを含めた生徒指導上の諸問題についての情報交換会を行い、指導方針・指導方法について検討する。
 - ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 随時、学級・学年通信、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 発達支持的生徒指導によるいじめの未然防止

- ア 様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
- イ 児童が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを提供し、児童のやろうとすることを認め、応援することで、学校に居場所をつくる。
- ウ 異学年交流や係活動などの共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていることを

実感させて、自己信頼感を育む。

エ 児童と信頼関係を作り、「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築く。

(2) 課題未然防止教育によるいじめの未然防止

ア 道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意することが求められる。

イ いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。

ウ 児童が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかける。

(3) いじめの早期発見の取組

ア Hyper-QU（年2回）や心と体のアンケートに基づく教育相談（年3回）を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(4) いじめに対する措置

ア 初動の対応

いじめの訴えを受けた、あるいはいじめの情報を得た場合は、生徒指導主任及び学年主任に報告する。生徒指導主任は、いじめ・不登校対策委員会のメンバーに報告するとともに、正確な事実の把握に努め、問題解決に向けた指導・支援体制を組織する。

イ いじめ・不登校対策委員会の協議

いじめ・不登校対策委員会を開き、正確な事実内容を把握するとともに、今後の組織的な対応について、具体的な手立てや役割分担を協議する。また、必要に応じては外部の専門家や関係機関との連携についても手立てを講じる。

ウ 事案への対応

いじめ・不登校対策委員会の協議結果を受けて、校長・教頭・生徒指導主任を中心に迅速かつ効果的に対応する。

エ 事後の支援

問題が解消したと判断した場合でも、被害児童・加害児童について指導以後の様子を日常的に注意深く観察し、再発防止に努め、その都度必要な指導・支援を行う。また、当事者だけでなく、全体にいじめを見逃ごさない、生み出さないような集団づくりを行う。

問題に対しての対応は、最低でも3か月は継続する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、市教委の指示を受けて、必要とあればPTAとも連携して動く。

(2) 市教委の指示を受けて、学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて専門家を加えるなどして、市教委の指導のもと、適切に対応する。

(3) 市教委の指導のもと、調査結果や事案解決に向けた動き、事後指導など、児童・保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル「PLAN→DO→CHECK→ACTION」で見直しや点検を行い、実効性のある取り組みとなるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出する。

(2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。